

令和6年度 事業計画

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められています。

そのような中、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化と医療費や介護費用の削減などに寄与しているところです。

しかしながら、シルバー人材センターを取り巻く環境は、令和2年からの長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会員の就業機会が減少し、それに伴い会員数が減少するといった悪循環が、令和5年度にはようやく改善の兆しが見られましたが、まだコロナ前の状況には及ばないなど引き続き厳しい状況が続いております。

また、令和6年秋に施行が予定されている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）に適切に対応するため、令和7年4月にシルバー事業における新たな契約方法への円滑な移行に向けて、準備を進めます。

さらには、シルバー人材センター事業の根幹である「安全就業の徹底」について、会員の高齢化とともに、傷害事故、損害賠償事故へのリスクが増加しており、その対策強化は急務な課題となっております。

このように、シルバー人材センターを取り巻く環境は、大変厳しい状況となっております。

このようなことから、令和6年度の方向性として、安全はすべてに優先するという理念に基づいた「安全・適正就業の推進」、コロナ禍の影響からの完全脱却を目指した「就業機会の拡大と会員の拡大」、そして、「包括的契約方式への円滑な移行」を最重点項目として位置づけし、役職員一同、危機感を持って取り組んでまいります。

そして、会員がいつも笑顔で生きがいを持って就業し、また、シルバー人材センターが会員相互の交流・親睦を通じて楽しい場所となれるよう、「働きたいと思う会員の方に、しっかりと仕事が提供できる」環境整備を図るとともに、「入会したい・ずっと入会していきたい」と思える魅力あるセンターづくりに取り組んでまいります。

令和6年度 重点項目

1. 安全・適正就業の推進
2. 就業機会の拡大
3. 会員の拡大
4. 組織活動の活性化
5. 地域貢献と普及啓発活動
6. 介護保険・子育て事業の充実
7. 包括的契約方式への移行に向けた対応
8. その他

1. 安全・適正就業の推進

会員の就業活動の中で、基本である「事故のない就業をして自らの健康につなげること」、さらには「発注者から喜ばれ信頼を得られる誠実・丁寧な仕事をする」とは全てに優先されることです。

しかしながら、令和5年度において、目標に掲げた傷害事故及び賠償責任事故の減少、発注者からの仕事に対するクレーム事案の減少を達成することはできませんでした。

これらの状況を踏まえて、令和6年度は、昨年度以上に会員の安全就業の徹底を図るとともに、発注者からは喜ばれ、信頼を得られる「誠実・丁寧」な仕事となるよう、就業の質の維持・向上に取り組めます。

● 令和6年度目標

重篤事故	0件
傷害事故	4件未満（対前年比5割減）
賠償事故	2件未満（対前年比5割減）
仕事に対するクレーム件数	9件未満（対前年比5割減）

【事故・クレームの状況】 (件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
傷害事故	7	15	18	13	8
賠償事故	7	4	5	8	5
仕事に対するクレーム	—	—	—	10	19

(1) 安全就業の推進

- ① マニュアルの作成と運用 【継続】
 - 業種ごとに「安全就業基準」に準じた「作業マニュアル」を作成し職群班で共有します。新入会員が就業する際に事前に説明します。
- ② ペナルティー制度の厳格な運用 【拡充】
 - 事故が発生した場合、安全就業部会で事故原因を分析し、過失に応じたペナルティー制度を運用します。
- ③ 会員の健康管理 【新規】
 - 健康診断の受診を奨励し、特に夜間や少人数で就業する場合に、会員による自己申告または事務局による聞き取りにより、健康状態を把握した上で就業機会を提供するなど、病気等による就業中のアクシデントの未然防止を図ります。
 - 熱中症対策として、屋外作業班を中心に 1 日あたり 4 時間以内の時間短縮就業を推進します。
- ④ 安全就業の徹底と安全パトロールの強化 【拡充】
 - 安全パトロールと就業点検を、安全就業部会員と適正就業部会員が合同で行い、細部にわたる安全適正就業の徹底強化を図ります。
- ⑤ 草刈作業中の飛石による賠償事故の防止 【拡充】
 - 草刈作業班「作業チェックリスト」の記入、提出を徹底させ、飛散防止用防護ネット設置を義務化します。併せて地面に埋設してある水道栓、電線等の切断の防止を徹底します。
- ⑥ 職群班長を中心とした安全就業講習会の実施 【継続】
 - 職群班の班長と事務局が連携し、安全就業講習会を開催します。
- ⑦ 安全運転対策の徹底 【拡充】
 - 公用車使用会員の年齢制限制度を徹底させると共に、運転当日のアルコールチェックと健康状態の把握を徹底します。
 - 運転シュミレーターによる安全運転適性診断を実施します。

(2) 適正就業の推進

- ① クレーム事案減少に向けた取組み 【拡充】
 - クレームの多い剪定、草刈、除草の職群班と連携してクレームの未然防止に取り組めます。
- ② 就業現場の点検 【拡充】
 - 仕事現場ごとに適時巡回し、仕事の完成を点検します。

- ③ ローテーション就業の推進 【継続】
 - 1人当たりの月就業時間を80時間として、ローテーション就業を推進します。
- ④ 派遣就業への切り替え 【継続】
 - 不適切な請負業務については、速やかに派遣への切替えを行います。

2. 就業機会の拡大

令和5年度は、コロナ禍前の令和元年度の実績を目標に掲げ、様々なPR活動やセールス活動を強化することで就業機会の拡大に取り組んで参りましたが、目標の水準に達することはできませんでした。

一方、福井商工会議所の議員懇談会に参加してセンターの事業を紹介したことで、参加した企業から新たな受注があるなど、効果が表れた取組みもありました。

増加している会員の期待を裏切らないように、今年度も積極的に受注活動に取り組む、会員のニーズに合った就業分野の開拓に努めます。

また、地域に愛されるセンターを目指して、公民館や自治体と連携して就業の掘り起こしに努めます。

● 令和6年度目標

請負契約額（介護保険事業を除く。）	6億2千万円
派遣契約額	2億3千万円
就業率	80%

【契約金額の推移】 (千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
請負・委任事業	695,510	578,134	564,859	595,315	581,000
派遣事業	116,338	112,057	154,767	191,252	210,400
計	811,848	691,191	719,626	786,567	791,400

(1) PR活動の強化

- ① 市内全世帯へのPR 【継続】
 - 就業拡大のためのチラシを新聞折り込み等の方法により、市内全世帯へのPRを実施します。また、チラシを新規発注者との打ち合わせ時に持参しPRします。
- ② 企業・団体へのPR 【継続】
 - 福井商工会議所をはじめとする各種団体の会合等でセンターを紹介する機会を設け、企業・団体へのPRを行います。

- ③ ホームページ・SNS等によるPR 【拡充】
 - インスタグラムのQRコードでセンターを周知し、子育て支援に加えて受注する仕事全体をPRします。
- ④ 会員によるPR活動 【拡充】
 - 会員による仕事のPR活動を推奨し、獲得ポイント制度を見直して、会員の会員による就業開拓の浸透を図ります。

(2) セールス活動の強化

- ① 会員のニーズに応じた就業開拓 【拡充】
 - 会員の希望職種、有資格等のリストをデータベース化し、会員のニーズに応じた就業の開拓を実施します。
- ② 人手不足の職種に対する就業開拓 【拡充】
 - 需要の多い、清掃、配達・送迎、調理補助等の業種の就業開拓を行います。
- ③ 賛助会員の拡大 【拡充】
 - 就業開拓部会を中心に賛助会員数の目標を70社として、新規会員の入会促進に取り組みます。
- ④ 介護プランナーによるセールス活動 【継続】
 - 介護プランナーを引き続き配置し、人材不足である介護施設に対して、清掃、調理、送迎等の補助業務の受注提案を行います。
- ⑤ 地区組織との連携 【継続】
 - 地域に精通している公民館及び自治会との連携を図り、地域に密着した就業の開拓に取り組みます。

(3) しごとの質の向上

- ① 専門講師による研修会・講習会の開催 【継続】
 - 就業の質の向上を図るため、専門講師による研修会・講習会を開催します。
- ② 職群班での研修会・講習会の開催 【継続】
 - 職群班と事務局が連携して、業務マニュアルを作成するとともに、就業技術向上講習を実施します。
 - 就業に対するクレーム事案に対して、適正就業部会と職群班が連携して、未然・再発防止対策の検討に取り組みます。
- ③ 就業成果のチェック 【継続】
 - 確実な就業成果の確認のため、職群班長及び職員による就業成果の定期点検・巡回を強化します。

- 顧客満足度調査を実施し、就業の成果を点検します。

(4) 新規事業の開拓

- 北陸新幹線福井駅開業に伴う就業の開拓 【新規】
 - 各種観光関係団体と連携して、観光客増、イベント増に伴う就業開拓を実施します。
- 県に対するセールス活動 【新規】
 - 県に対して随意契約の推進と、多岐にわたる業種で就業の開拓に努めます。

3. 会員の拡大

会員の拡大については、様々な PR 活動を展開した効果もあって、令和 5 年度において会員数を大きく増やすことができました。

更に今年度も会員数が増加し、センターの事業が広く市民の方々に認知されるよう PR 活動を積極的に展開して参ります。

また、会員を拡大するには入会者を増やすと同時に、退会者を減らすことが重要ですので、新規に入会した会員に対する細やかな情報の提供、会員が求めればいつでも就業に関する情報を確認することができる体制の整備、仕事以外でのセンターの魅力に関する情報発信等に積極的に取り組んで参ります。

● 令和 6 年度末目標会員数 2,300 人

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (3/15 現在)
会 員 数	2,211 人	2,076 人	2,057 人	2,140 人	2,267 人
対前年比	+ 34 人	△ 135 人	△ 19 人	+ 83 人	+ 127 人
	+ 1.6%	△ 6.1%	△ 0.9%	+ 4.0%	+ 5.9%
入 会 者 数	274 人	194 人	222 人	343 人	308 人
退 会 者 数	240 人	329 人	241 人	260 人	181 人

(1) 仕事の提供の環境整備

- 就業機会提供のルールの徹底 【拡充】
 - 入会説明時に個別面談会を実施します。
 - 就業分野毎に入会説明会を実施します。
 - 新規に入会した会員で、入会后 1 ヶ月、3 ヶ月を経過した未就業会員を対象に、積極的に就業機会を提供します。

- ② 就業情報の提供と仕事相談会の開催 【拡充】
- 就業情報を毎週金曜日に更新します。
 - 来場しやすい会場（市内5カ所）を選定して、仕事相談会とパネル展を併せて年2回行い、新規会員を勧誘します。
- ③ 会員データの細やかな管理と活用 【拡充】
- 会員のキャリアや資格をデータベース化して、個人の希望に添った仕事の紹介に活用し、ミスマッチを減らします。

(2) 魅力あるセンターづくり

- ① 魅力ある事業の実施 【継続】
- ふれあいまつりを開催して、会員相互の親睦を深めながら、センターの普及啓発に取り組みます。
- ② 生活相談事業の実施 【継続】
- 年2回、会員を対象とした相談事業を実施します。
- ③ 会員と事務局の連携強化 【拡充】
- かわら版やSMSを通じて、会員への情報提供に取り組むとともに、各種行事の開催時には、対話により会員の現状・要望等を聞き取ります。

(3) 入会者の確保

- ① PR活動の強化 【継続】
- 新聞の折り込みや会報の自治会回覧、交通機関のデジタル広告の活用等、様々な広報手段を活用してPR活動を強化します。
- ② 勧誘活動の強化 【拡充】
- かわら版を通して、新規勧誘の強化・ポイント制度の周知に取り組みます。
 - ポイント制度の上限や期限について、活用しやすいように見直しを検討します。
 - 50ポイント達成者の声をかわら版等で紹介して、ポイント活用の周知に努めます。
 - 新規に会員を年間3名以上勧誘した方を、総会の壇上で表彰します。
- ③ 入会しやすい会費制度の検討 【拡充】
- 会費減免制度をかわら版等で会員に周知し、現会員の配偶者の登録促進につなげます。

- ④ 入会説明会の開催 【継続】
 - 入会説明会時に現会員による就業体験を紹介し、センターでの働き方をイメージできるように取り組みます。
 - 説明会の参加者が希望するような入会説明会となるよう、説明内容について工夫をしながら実施します。
- ⑤ 女性会員の入会促進 【継続】
 - 女性限定の入会説明会を引き続き年 4 回実施し、女性に特化した就業の紹介を行います。
 - 女性が興味を持つような内容のセミナーを開催して入会を勧奨することで、女性の入会促進を図ります。

(4) 退会の抑制

- ① 退会抑制の取組みと特別正会員移行の勧奨 【拡充】
 - 退会を希望する会員に対して、個別に聞き取りを行い、退会抑制に取り組みます。
 - 就業は不可能であっても互助会活動を希望する会員に対して、特別正会員への移行を勧奨します。また、特別正会員のネーミングを募集して、移行に関する抵抗感の軽減に努めます。
 - 地域との連携を強化して、地域全体で退会抑制に努めます。
- ② 未就業会員に対する会費減免制度（試行）の継続 【継続】
 - 前年度未就業会員に対する会費の減免を実施します。
 - 今後の会費減免制度の在り方や基準、存続の是非について検討します。
- ③ 未就業相談会の実施 【拡充】
 - 未就業者へのアンケート調査に加え、女性会員に対しては、女性限定未就業者相談会を開催します。

4. 組織活動の活性化

シルバー人材センター活動の基盤である、地区組織と職群班の強化に取り組みます。

(1) 地区組織活動の活性化

- ① 地区組織役員の研修会の実施 【継続】
 - 地区組織役員（ブロック長・副ブロック長）の研修会を実施し、地区活動の重要性を共有します。

(2) 職群班活動の活性化

- ① 安全就業講習・就業技術向上講習の開催 【拡充】
 - 自らが安全に就業することを目的とした安全就業講習、及び技術向上を目的とした就業技術向上講習を職群班毎に開催します。
- ② 就業体験会の開催 【拡充】
 - 職群班内で就業体験会を開催し、後継者の育成を図ります。
- ③ 双方向の通信手段の活用 【新規】
 - 連絡手段として、職群班内での LINE 等の活用に取り組みます。

5. 地域貢献と普及啓発活動

シルバーでの就業等を通じて地域に貢献することで、センターの認知度を上げ、いざというときに頼られるシルバー人材センターとなれるよう、普及啓発に取り組みます。

(1) 地域貢献

- ① 就業による地域貢献 【継続】
 - 地域から受注している細やかな仕事（公園等の除草・草刈り、育児支援事業、介護保険等の生活支援事業、人手が足りない業務の補助等）で、就業を通じた地域貢献に取り組みます。
- ② 地域と密着したボランティア活動の実施 【継続】
 - 公共施設や地域の施設等で、地域の方々に寄り添ったボランティア活動を実施します。

(2) 普及啓発活動

- ① イベント等を通じた普及啓発 【継続】
 - ふれあいまつりを開催し、シルバー人材センター活動の PR に務めます。
 - フェニックスまつり民踊の部に今年度も参加し、元気な高齢者をアピールします。
 - 福井県シルバー連合主催のシルバーフェスタに参画します。
- ② ボランティア活動を通じた普及啓発 【継続】
 - 「シルバーの日（10月の第3土曜日）」の清掃ボランティア活動をブロック毎に実施して、センター活動を PR します。
- ③ 発行物による普及啓発 【継続】

- センターの会報「あじさい」を自治会回覧して、市民の方々にセンターの活動状況をお知らせします。
- 商工会議所や公民館等の関係団体にリーフレットを配布して、PRに務めます。

④ パネル展の開催 【新規】

- 人が集まりやすい会場で、「仕事相談会」と「パネル展」を併せて開催します。

6. 介護保険・子育て事業の充実

元気な高齢者である会員が、介護を必要とする高齢者に対して、安心して健やかな生活が送れるよう、介護保険事業に取り組みます。また、子育て世代を応援する事業の充実に取り組みます。

● 令和6年度目標

介護保険事業所契約金額 7,195 万円

【内訳】

訪問介護	1,781 万円
通所介護	3,212 万円
居宅支援	1,200 万円
総合事業	1,002 万円

(1) 居宅介護支援事業

① 新規利用者の獲得活動 【継続】

- 地域包括支援センターとの連携を強化し、新規利用者（要支援・要介護）の獲得に取り組みます。
- 会員や知人からの介護相談を通じて、新規利用者の獲得に努めます。

② 職員の専門知識の向上 【拡充】

- 他の機関が開催する研修に積極的に参加して、自己研鑽に努めます。
- 介護支援専門員資格更新にかかる研修費用の助成に取り組みます。
- 感染症や自然災害の事業継続計画（BCP）の計画に基づき、介護支援専門員、その他の職員に対して必要な研修及び訓練（シュミレーション）を実施します。

- ③ 福井中央北支援センターへの協力と連携強化 **【拡充】**
- 福井中央北包括支援センターが行う行事に積極的に参加して、協力や連携を図ります。

(2) 訪問介護事業

- ① 広報活動の推進 **【継続】**
- 「かわら版」や「パネル展」で訪問介護事業をPRします。
- ② 従事会員の確保
- 入会説明会時に訪問介護事業の説明を実施し、従事会員の確保に取り組みます。
- ③ 新規利用者の開拓 **【継続】**
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、新規利用者の開拓に取り組みます。
- ④ 会員・職員の資質向上 **【拡充】**
- 就業会員（ホームヘルパー）に対して研修を強化します。また、初任者研修を実施します。
 - 各種講習会に参加します。
- ⑤ 利用者定着に向けた強化策の実施 **【継続】**
- 利用者への誕生日プレゼントを引き続き実施します。
- ⑥ 訪問介護事業事務処理の簡略化 **【新規】**
- スマートフォンを利用して、訪問記録を作成するシステムを導入します。

(3) 通所介護事業（ひだまりの家）

- ① 介護と保育の多世代交流の充実 **【新規】**
- デイサービスの季節ごとの行事に一時保育も参加し、幼老の交流を充実させます。
- ② スタッフ（会員）及び職員の資質の向上 **【継続】**
- スタッフ（会員）と職員は、他の機関が開催する研修に参加し、自己研鑽に取り組みます。
 - 研修会参加後は、管理者が内部研修を開催し（年2回）、スタッフ（会員）及び職員で研修内容を共有できるよう取り組みます。
- ③ 災害及び感染症予防対策の徹底 **【継続】**
- 抗原検査を実施
 - 感染予防セットの常備
 - 備蓄品の管理の徹底
- ④ 地域との交流 **【継続】**
- 運営推進会議を開き、地域交流に努めます。

(4) 福祉・家事援助サービスの拡充

- ① 福祉・家事援助サービスの従事会員の増強 **【継続】**

- 年6回、新規入会の女性会員向けに福祉・家事初級講習を実施します。
- 福祉・家事従事会員向けに、現任者研修・交流会を実施します。
- ② 地域包括ケアシステムの推進（介護予防・生活支援） **【新規】**
 - 生活支援体制を構築するための研修会を開催し、これからの介護を取り巻く問題を身近なものとして認識してもらえよう取り組みます。
 - 指定訪問型基準緩和サービス（A型）従事者の育成を推進します。

(5) 子育て支援事業

- ① 子育て支援員（会員）の確保及び資質の向上 **【拡充】**
 - 未受講の方に、年2回の子育てサポーター養成講座への呼びかけをします。
 - 子育てサポーター養成講座と福祉家事初級研修を組み合わせた研修を行います。
 - 家事支援のできる会員を増やすため、料理講習会を行います。
- ② 新規利用者の拡大 **【拡充】**
 - パンフレット配布・SNSでの発信を行います。
 - 一時預かり施設・地域子育て支援センターと連携し、情報を発信します。
- ③ 災害及び感染症対策の徹底 **【拡充】**
 - 災害時のマニュアルを作成します。
 - マニュアルを使用して、支援員へ周知します。
- ④ 地域との交流 **【拡充】**
 - およこの広場「あ・の・ね、」と近隣地区の公民館・児童館との連携を強化し、子育て世帯と地域を繋ぐ取り組みを実施します。

7. 包括的契約方式への移行に向けた対応

令和6年秋に予定されている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）の施行を見据え、シルバー人材センターを利用する会員の方に業務を委託する契約について、契約方法の見直しを行います。

会員の皆さまがシルバー人材センターを通じて就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、発注者との間に直接契約関係が生じる構造になっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス新法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材セン

ターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されており、当センターでは、令和5年度事業計画でお示ししたとおり、令和7年4月1日を目途に「包括的契約方式」を導入する予定です。

その移行については、次のとおり対応します。

(1) 発注者への説明

発注者に対して、「発注者説明用リーフレット」により、包括的契約方式の内容を説明します。

特に、消費税分が負担増となる発注者に対する説明は重要です。

① 既存発注者に対する説明 【新規】

すべての既存発注者に対して、直接訪問または資料郵送(電話)等による方法で、包括的契約方式移行の説明を実施します。特に、負担増となる発注者に対しては、直接訪問による説明を実施します。

説明の際には、「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」を交付します。

② 新規発注者に対する説明 【新規】

受注依頼時に、包括的契約方式の内容を説明し、「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」を交付します。

(2) 会員への説明

会員に対して、「会員説明用リーフレット」により、包括的契約方式の内容を説明します。

① 既存会員に対する説明 【新規】

すべての既存会員に対して、総会等の集会時、及び資料郵送等による方法で、包括的契約方式移行についての内容を説明します。

また、説明の際には、「会員業務就業規約」を交付します。

② 新規入会会員に対する説明 【新規】

新規入会時に、包括的契約方式の内容を説明し、「会員業務就業規約」を交付します。

(3) その他

① デジタルを活用した広報・研修の実施 【新規】

- ホームページで「包括的契約方式移行」に関する情報を、掲載・公開します。
- 業務仕様書等の交付に対応できるデジタルツール (Smile to Smile) を活用するために、入会説明会や研修会を通じて説明し、利用促進を図ります。

② 見積基準を遵守した見積りと契約の実行 【新規】

- 包括的契約方式移行後は、会員の配分金に含まれる消費税分の負担は発注者負担となるので、発注者の負担を事務費の値引きで対応することになります。その値引き財源を確保するために、見積基準を遵守した見積りと契約を実行します。

8. その他

(1) 第六次中期計画の策定

【新規】

第五次中期計画が最終年度となるため、その検証を行うとともに、包括的契約方式への移行と運用について、及び今後の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応等を盛り込んだ「第六次中期計画」を、調整会議で検討を重ね、令和6年度末を目途に策定します。